

議案第 2 号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に在職する市長に限り、同日を含む任期に係る退職手当は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号）第 3 条第 4 項及び第 5 項並びに市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 3 6 年条例第 2 0 号）の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 1 2 年 4 月 2 1 日限り、その効力を失う。

理 由

先の市長選挙における公約に基づき、市長の退職手当を支給しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。